

代議員選出に関する告示

令和4年10月15日
公益社団法人 日本介護福祉士会
選挙管理委員会

公益社団法人日本介護福祉士会は、下記の通り次期代議員選出のための選挙を実施いたします。

記

1. 日程 (予定)

令和4年11月1日～21日	立候補受付期間
令和4年12月27日	立候補者の告示
令和5年1月13日～27日	投票期間
令和5年2月中旬	開票日
令和5年2月下旬	結果の公表

2. 代議員選出の区分及び定数

- 1) 正会員は所属する都道府県の選挙権及び被選挙権を有する。
- 2) 正会員が令和4年度に所属都道府県を変更した場合は、先んじて所属していた都道府県の選挙権を有するものとする。
- 3) 代議員定数は、令和4年3月31日時点の算定基礎会員数に基づくものとする。

選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数		
北海道	1	東京都	2	滋賀県	1	香川県	1
青森県	1	神奈川県	1	京都府	1	愛媛県	1
岩手県	1	新潟県	2	大阪府	2	高知県	1
宮城県	1	富山県	2	兵庫県	2	福岡県	3
秋田県	1	石川県	2	奈良県	1	佐賀県	1
山形県	1	福井県	1	和歌山県	1	長崎県	1
福島県	1	山梨県	1	鳥取県	1	熊本県	2
茨城県	1	長野県	3	島根県	1	大分県	2
栃木県	1	岐阜県	1	岡山県	1	宮崎県	2
群馬県	1	静岡県	2	広島県	2	鹿児島県	2
埼玉県	1	愛知県	2	山口県	2	沖縄県	1
千葉県	1	三重県	1	徳島県	1	合計	65

3. 選挙権及び被選挙権

選挙権及び被選挙権を有するのは、定款第5条第1号に規定する正会員で、令和4年10月31日までにすべての年会費を納入した者とする。

4. 代議員の任期

代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。

5. 立候補者の資格要件

- 1) 本会の発展に寄与する意思があること
- 2) 本告示を行った時点で、本会の正会員として在籍しており、向こう2年以内に本会及び所属する都道府県介護福祉士会のいずれも退会する予定がなく、他の都道府県介護福祉士会に転籍する予定もないこと。
- 3) 立候補する都道府県内での継続的な組織活動が可能であること。
- 4) 令和4年10月31日までに、選挙年度までのすべての本会の年会費を納めていること。
- 5) 推薦人として資格要件を満たした所属都道府県の正会員5名の推薦があること。
※推薦者は5名とし、5名を超える推薦があった場合は無効とする。
- 6) 他の立候補者の推薦人ではないこと。
- 7) 本告示を行った時点で、本会の役員ではないこと。

6. 推薦人の資格要件

- 1) 選挙権を有する正会員であること。
- 2) 令和4年10月31日までに、選挙年度までのすべての本会の年会費を納めていること。
- 3) 2名以上の候補者及び所属都道府県以外の候補者を推薦していないこと。

7. 立候補の方法

立候補は

- ・本会ホームページより立候補届・立候補者推薦書をダウンロード
- ・必要事項を記入・捺印
- ・推薦人資格要件を満たす5名の名簿・推薦書を同封

の上、都道府県介護福祉士会が取りまとめを行い、定められた期間内に日本介護福祉士会選挙管理委員会宛封筒に「代議員立候補届在中」と朱書きし、郵便、レターパックその他の発送の日を確認することができる方法で送付する方法とする。

※所定の様式以外の用紙は一切受付を行わない。

なお、立候補者は本会ホームページ「代議員選挙」内の入力フォームより100字以内で令和4年11月21日（月）までに「立候補者の抱負」を併せて入力しなければならない。

8. 立候補受付開始日

令和4年11月1日（火）

9. 立候補受付締切日

令和4年11月21日（月）

※定められた受付期間内に発送されたことを確認できたものを有効とする。

10. 立候補の取消

立候補を辞退する場合は本会ホームページより立候補者辞退届をダウンロードし、必要事項を記入・捺印の上、令和5年1月6日（金）までに選挙管理委員会宛封筒に「代議員立候補辞退届在中」と朱書きし、郵便、レターパックその他の発送の日を確認することができる方法で送付しなければならない。

※定められた受付期間内に発送されたことを確認できたものを有効とする。

※所定の様式以外の用紙は一切受付を行わない。

11. 選出時期

令和5年2月中旬に予定している選挙管理委員会において当選者を決定し、令和5年2月中旬～下旬に本会ホームページ等にて公表する。

1 2. 選出方法

立候補者に対し、選挙区ごとに投票により当選者を決定する。

投票方法の詳細については、後日ホームページ及びケアウェルに掲載を行う。

なお、各選挙区の立候補者数が定数以下の場合は無投票で全員当選とする。

1 3. 異議の申立て

選挙の効力に異議のある選挙人及び被選挙人は、選挙結果の告示日から14日以内（必着）に、異議を申し立てることができる。異議の申立ては、その異議の内容を明記し、記名・捺印した文書（様式自由）を書留郵便で、選挙管理委員会宛に郵送する。

1 4. その他

その他疑義が生じた場合は、その都度選挙管理委員会において決定する。